

多摩都市構想研究会 都市農業セミナー

2023年12月6日(火)

午後5時30分

於 東洋システム(株)

講師 武田 直克氏

皆さま本日はお忙しいところお集まりくださいありがとうございます。ただいまから特定非営利活動法人多摩都市構想研究会のセミナーを開始したいと思います。

本日は、「都市農業」をテーマに東京JJA中央会特命参与の武田直克さんを講師にお招きしました。武田さんは東京都農業振興事務所長を2回、途中、東京都産業労働局農林水産部安全安心・地産地消地消推進担当部長も歴任されています。では早速、武田さんにお話をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ただいま、紹介に預かりました武田でございます。農業関係をずっとやっておりまして昭和53年、東京都に入つてすぐに大島支庁に赴任してからずっと島ですか経済事務所

ですね。昔のいわゆる農業関係のある部署をずっと一筋にしまして農林水産部にも行きいろいろと仕事をしてきました。令和2年に東京都を退職して、現在のJJA中央会に入りました。

中央会というのは農業協同組合で農業生産に必要な肥料ですか、農薬、資材、それから作物を共同で販売するとか、貯蓄、貸し出しなどの信用事業、共済事業、厚生関係、高齢者福祉、健康管理、旅行などにも幅広い事業を展開しています。東京は内地の方には、14個の農協が各市にまたがっています。合併してこうなったわけですが、それを統合しているのが連合会です。それが信用ですか経済ですか共済事業を担い、こういうものの連合会になるといったところです。

その中で一応統括というか指導をしているところが中央会というところで、私はそこにいます。こういった農家の団体ということで、現在も生産者の現場でいろいろ要望を聞いたり活動をしています。

それでは本題に入つていただきたいと思います。もし何かご質問があれば、その場で言っていただき結構でございます。

まず最初に本日の主題は「農地を都市に残

す」というテーマを選ばせていただきました。内

容については東京の農業の概要ですか、農業、農地の多面的な機能、それと今までどういう歴史、東京都の政策、最後に農地を残すためには一体何をしたらいいのかということで組み立ててみました。

1 都市農業の概要

東京の農業の概要ですが、左側に東京都の数字、それから右側に全国の数字があります。真ん中の赤いところが全国に対するパーセントです。

ご想像の通り、東京につきましては47都道府県中の47番目ということでございます。ただし市街区域内農地につきましては日本一です。

また東京の農地の歴史というのがあります。そういうものを考えると、都市の中などでどう

いうふうに農地が残ってきたかというのが伺えます。そして農家が農地を残していくという歴史もありますので、そのために今市街区域内で農業を行うということについては、

東京は日本で有数の県になっています。

農家数につきましては現在1万戸を切つてしましました。しかしながらこの中でもやはりやる気のある農家がたくさんあります。販売農家と言うのがありますが、こちらの方はしつかりと農業をやつて農作物を販売している農家です。産出額につきましては234億といったところです。

農地を活用するためには農業用の施設が必要なので、施設栽培も多いといったところです。江戸川区あたりですと、本当に住宅地の中にビールのトンネルみたいなハウスが残っているといった状況で、軒と軒を連ねているようなどころにハウスがあるといった状況です。

2 東京の農業地域の特徴

東京の農業につきましても、農林水産省で地域分けをしています。都市地域、都市周辺地域、中山間地域という大体3つの分類に分かれています。

これは区部ですね。こちらの方につきましては、ほとんど全てが市街化区域ですね。農

ただし、そのハウスから出てくる農作物ですけれども、非常に回転が良くて1年間に6作ですか、7作くらいありますので、1アールでもその6倍。6アールぐらいの面積の収穫を上げていく、といったような取り組みをしていますので、生産的には非常に良いものを持っています。また、住宅街、消費者が近くにいますので、そういうところに向けたビジネスモデルを開発できます。



(2) 都市周辺地域

こちらは北多摩地区、それから南多摩、西多摩の一部ということで、いわゆる市街化区域がずっと伸びていますが、その中に点々と市街化調整区域も残っています。こちらの方は、やはり都市開発からちょっとワントタイミング遅れたところですので、農地が比較的まとまっています。

そして面積的にも広い農地をまだ農家が持っています。露地はビニールハウスとかそういうものを使わないで自然のままで作物を育てると言いますが、こういう栽培に加えハウスなどの施設もやっています。農業者も非常に経営意欲があり後継者もかなりいます。都内における農業生産の中心的な地域になっています。

また東京では珍しいと思われますが酪農ですか養豚、例えば牛乳です。東京牛乳なんというのを出していますし、養豚ですと東京Xなんていう銘柄があると思います。養鷄も東京軍鷄、東京烏骨鷄ですか、こういった畜産業も行われています。こちらの方は、まさに農業生産と多面的機能の發揮を目指している地域です。

(3) 中山間地域

西多摩南多摩地域の一部で山の方です。市外化調整区域というのは、市街化をしない市街化を抑制する地域ということです。また、都市計画区域外というのがございます。

これは檜原村と奥多摩町です。こちらの方が都市計画区域外になつておらず、山地なので農地の利便性が低い。それから農地の遊休化等が起つてているということ。農業者が高齢化して担い手が非常に不足しているといったことが課題になっています。特産としてはわさび、じゃがいも、こんにゃく、大豆といった山地でもできるようなものを作っています。

こうした地域は逆に、豊かな自然、渓谷があつて川があつてということで、こういうものを利用して観光文化も盛んにやっています。特に農業関係で滞在型の市民農園ですか、農家民宿などを作っているということです。奥多摩の方には、クラインガルテンというものを作りまして、これは東京都が作ったのですが、海沢のところにふれあい農園があります。コテージを建て年間60万円くらいで貸して都市の方が住みながら農地を耕すという取り組みをやっています。

以上のところが大体区域分けです。それぞれの違った農業が行われるということです。また、島しょにつきましては割愛させていただきました。

ブルーが区部、黄色が北多摩、ピンク色が南多摩、ブルーが西多摩といったような区域分

けです。

3 東京農業の生産要素

(1) 作物

東京の場合、産地というのがあまりなくて、一つの農家が20品目とか30品目の作物を作っています。少量多品目栽培が行われている状況です。

農業産出額の推移というのがありますが、だいたいこれは面積と市場の価格で産出額を出すわけですが、令和2年はちょうど300億を切つてしましましたが、だいたい300億近くの生産額があります。

東京の作物では、生産額ですとトマト、小松菜、梨といったところが上位に載っています。トマトは直売所で色が赤いので農作物がならぶときに映えますので皆さんかなり作ってくれています。

小松菜は名前 자체が江戸川の小松川いうところからできたということで東京の特産です。今は埼玉とかその他に負けてしまったんですが、ちょうど前までは日本でも唯一の一一番誇れた作物でございました。梨については多摩川梨とか多摩湖梨とかがあります。

(2) 作付け面積

作付け面積についてはやはり小松菜。先ほど申しましたように一つの畠に2回も3回も4回も作れば倍倍倍となっていくことで、これだけ面積があるということです。キャベツは練馬区とかで鈴木知事の時代に価格協定をやって消費者の方に安いキャベツを売つていけたという歴史があります。

農業センサスという国の調査ですが、その分け方が非常に難しい。販売農家と自給的農家に分けられるということ、それから昔言った専業農家ですと、第一種兼業農家、第二種兼業農家といういった分け方があるんですけども、令和2年からは販売農家と自給的農家の二つで表しています。

販売農家につきましては、300a以上かつ50万円以上の農家、自給的農家は300a未満かつ農産物販売額が年間50万円未満の農家です。この分かれ目は非常に難しく、パンツと言えるものではないのですが、我々農業関係者はもう一代限りになってしまいます。ですので、農

か、梅でも植えとかとか、そういう風にやつてんだろうという風に非難されたこともたくさんありました。今ではちゃんと収穫していますので、安心ください。

(3) 東京農業の担い手

まず東京の農家ですが平成22年から5年ごとに、農家数は15.5%、販売農家は11%、自給農家は18%といふことでどんどん減っています。このままいきますと、20年後には半減するんじゃないかと非常に心配しています。

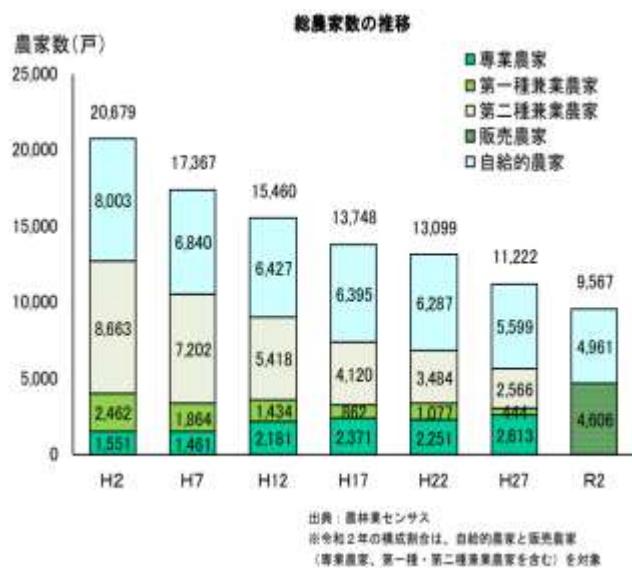
農家は農地を守るために農家の後継者がいなければなりません。この辺が我々の政策の一一番の目的になります。農家を守るということですね。今新規就農者ですか、それから半農半Xといったような、いわゆる農外から農業に参入される方もも多いわけですから、地方ではそういう方を受けるのは非常に良いことなんですね。やはり遊んでいる農地を使つていただけるということで、そういう新規参入者を入れることは非常に良いことなんですけれども、東京の場合はそういう遊休農地がないのです。

農家が使つていてダメになつたら売つちゃえばいいわけですね。売るときは宅地並みの値段で売れますので、すごい収益になる。ただしそれから申しあげますと、自給的農家が販売農業というものがトレンードになつていて、後継者が案外つくようになっています。半数以上が前は後継者がいるという農家だったんですね。これは全国的にも高いわけです。

次に東京農業の担い手ですが、昔は3Kと言われ嫌われていたのですけれども、現在農業というものがトレンードになつていて、後継者が案外つくようになっています。半数以上が家の方に移行してくれるような取り組みをしていきたいと考えています。

バブルの時は東京になんて農地があるんだって言われたのですけれども、「の時に「デモグリ・デモウメ」なんて言われ、栗でも植えどくかと

には農家の後継者を作つていただきたいということが第一の希望です。我々も農家の後継者を育てていきたいと考えていますので、そこに親元就農を確保するということを念頭に取り組んでいるといった状況です。



新規就農業者の数字ですが年間で約50名程度が新規で農業を継いでくれるといったところです。やはり区部周辺部が一番多いですね。近代的な農業を行つているといったところがあると思います。右側に新規就農者の推移が

先ほど、東京都の全国一番は都市農業だと

あります。こちらの方は国のレベルです。國の方は、徐々に徐々に減っています。それで親元就農者もどんどん減っているといった状況です。あと、新規雇用就農者というのがありますが、こちらは、農業で法人を作つてあるところがあ

りまして、そちらの方に就農するという取り組みもありますので、新規雇用就農者ということでデータが出ています。

(4) 東京の農地

農地面積、生産緑地と宅地化農地の面積というのがございます。生産緑地というのは、都市計画の方で農地がなくなつては困るということで、生産緑地制度というものを市街区域内に作りました。市街区域内といふのは今後10年以内に宅地化すべき地域であるということとで、市街区域内にある農地は、今後10年以内に農地から宅地に変えなきやいけないというのが法律で定められているわけですね。それは農家はやつていけないだろうということで、生産緑地というのを市街区域内に作りまして、農地というものを都市の中に位置づけたという経緯があります。

その後、若手農家が農地のためつて機能をPRしてようやく平成27年に都市農業の振興基本法というのができまして、国土交通省と農水省が一体となつて農地保全に努力しましたということです。

ただし、やはり農地というものは相続がござりますので、そのために一番上に書いてあるよう

言いましたけれどもその理由は、この生産緑地があることにあります。しかし、東京の農地面積は毎年約100ヘクタール、市街区域内の生産緑地は毎年50ヘクタール減少しています。

バブルの時は昭和61年から平成3年です

が、この時の世論は、東京に農地はいらない。

食料生産は地域分担でいいんじゃないかと。東

京で農業などする必要ないでしよう他の県から持つてくれればいいんだという世論でした。この

時に私も東京の農政の環境をやつていたのですが、NHKで農地は誰のものかといったような番組まで組まれまして、非常に厳しい農地攻撃でした。そういうのをくぐり抜けて農家がいまだにきちんと農業をやつているというのは、農家それぞれがきちんと誇りを持つてやつているということだと思います。

に毎年100ヘクタール、生産緑地で50ヘクタール減っているといった状況です。

この相続というものを何とかしないと減っていく現象というものは全く今の傾向のままになっています。それで、現在、国土交通省や農水省に働きかけて、相続税を何とかしてくださいよといふことを言っているのですが、次がその根拠です。

(5) 農業農地の多面的機能

昔、農地といえば田んぼですが、それから畑や米を作ったり、稻を作ったりということだったのでそれでもよくよく調べますと様々な機能を持つています。

第一に生産機能と第二に農地があることにようて発揮する存在機能、そのそれにまた基礎的機能と期待される開発機能というのがあります。

生産機能は、畑に農家がいて農業を耕せばできるという機能で食料の生産率とか食文化の伝承、それから伝統文化の継承などで昔からある機能です。

そして存在機能、これは緑の都市緑地空間というようなイメージで捉えられています。ま

た、緑地としてもカウントされますので、これはそこに農地があればそういう機能があるといふことです。

次に期待される開発機能というのは、農家とか都市住民がともにいろんなことを考えて行動すればいろんな機能が出てくるというものです。リクリエーション機能、福祉機能、それからコミュニケーション機能です。教育、学習機能、豊かな都市生活の創造機能といったものがあります。またそこにある農地としての機能、例えば防災空間としての位置づけですか、環境保全、生態系の維持。また心理学的因素もある景観。そういう形で多面的な機能があるということがわかると思います。

市街化区域で求められる機能ということですけれども、特に広大な市街化区域に求められる機能としては、防災避難空地としての役割が最も重要になります。それから人口集中の中のなかでの潤いのある空間として公園と異なる重要な機能を持っているんじゃないかということですね。四季折々の変化がありますので、公園とはまた一つ違った機能になっています。

公益機能の評価額。仮想状況の評価法。それぞれの機能に対しても当たりいくらくらい払えますかというのを、アンケートで取つたわけです。それでこの環境保全機能だったら、私は500円くらい出すとかを積み上げて計算して出したものがここに書いてある数字です。

C MVという仮想状況評価法というような算出方法で出しています。我々が特に現在強

たなコミュニケーション機能、また雇用創出等々がございます。そういう機能は日本全国あるわけですけれども、東京農業の多面的機能というものを分析いたしました。

これは平成27年度に東京都が委託して調査したのですが、金額換算でどのくらいのその多面的機能があるのかというと2465億円。平成27年の1年間です。

まず農業生産機能、これは食料としての機能で300億円くらい。環境保全機能とか、それからリクリエーション機能とかその他ですね。公益的な機能が入っています。例えば、環境保全機能は527億円、防災機能342億円、リクリエーション機能いろいろ数字が出ています。たな防災機能、また雇用創出等々がございます。そういう機能は日本全国あるわけですけれども、東京農業の多面的機能といふものを分析いたしました。

難場所、仮設住宅建設用地の提供また一時的に食料も提供できるということで、こちらの方が342億円あたりということです。

(教育機能)

これから特に力を入れていますのが教育機能です。食農教育ですか教育といった名前でわかるように小学生、中学生に対して農業と自分たちの食、こういうものを結びつけて教育をするということが日々行われています。

学校給食の地元農産物の利用により生命の大切さですか、健全な食生活、食料の恵みに感謝する心を育むといつたことで、これは教育局もかなり協力してくれてまして、農家が学校の教室に行つて農作物はこうやつて作るんだよとか、こういうところが面白いんだよとかを話す出前授業ですか、小学生たちを畑に招待して畑の学校といったような取り組みもあります。

(景観形成)

都市にとっては非常に大切なものです、都市整備局もこの景観形成については重要だと考えているようです。防災機能、環境保全、生物多様性保全機能、教育的機能、レクリエー

ション機能といったものを評価して今後も政策的にも位置づけていきたいと考えています。

3 東京農業の歴史

さて、農地農業の機能は今まで、説明しましたけれども、次に東京の農地の歴史です。

東京は江戸時代に江戸幕府が作った町です。では江戸って何だったのかというと、「朱引の」内というのがありますて、赤い線の内側が御府内です。ここに大名屋敷ですか町民が住んでいた。その食料はその周辺、足立、新橋、葛飾、北区、それから世田谷ですか杉並、この辺が一番の農業の生産地でした。農地につきましては、江戸時代は幕府がまず持つていて、それを領主が借りる、それから村ですか家が借りていくといつたことで、所有関係というのが重層関係になつていきました。明治になつて明治元年、農民に土地の所有権を与えたということです。



それまでは所有権がなかつたようですがございま

すけれども、明治以降そういう形で農民がきちんと農地を持って耕作をしていったということです。

明治6年にはその土地に見合った金銭を土地所有者が納税するという制度が生まれまし

た。これがいわゆる税金ですけど、昔は小作料とかお米で村の名主に納めて、それを名主がまた領主に納めるといった仕組みでしたが、今まで金銭になるということです。

そうしますと農家みんながみんな金銭を持つてゐるわけではありませんので、貧困した農民が裕福なものに土地を売つてしまい小作人ができてきたという形です。その状態がずっと続いて、その間日本の農業といふのはいわゆる大地主の制度になつてしましました。

その大地主たちから小作人を解放しようということで自作農を作るという取り組みがこの間ずっと続いていました。それで太平洋戦争になつたのですがその以前からも自作農を作つていこうという動きはありました。ただ戦争の後、自作農の創設ということで起きたのが農地改革です。

小作地1ヘクタール以上を国が買収して小作農に売り渡したということで立派な小作農ができる予定でしたが、この太平洋戦争後は非常に食料が不足した時でした。農業をやってどんどん作れというような指令が出たんですね。そうしますと、小作農がせっかく手に入ります。それから農地を宅地にしてしまうといった状況が生まれ出したわけです。



スプロール化を防止し都市の外縁的な無調整区域にきつちりと分けましたが、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化調整区域が作られました。それから市街化調整区域については、市街化を抑制すべき地域という形にしたわけです。

東京都の地図の緑の点々が農地ですけれども、東京の場合この緑の点々が、区部を中心につつと円弧状にいわゆるグリーンベルト的に作つていこうという計画があつたのですが、そういうものが、関東大震災でどんどん人が周りに出ていつしまつて農地を侵食していくスプロールが始まりました。ということで、こういう都市計画をきちんと改正して区分けをしたというところです。

昭和43年に市街化といふもので宅地化すべき農地を決め、一方で昭和44年には農林水産省が逆に、農業振興地域といふものを作つていこうと、これは絶対に農業として使う土地ですよというものを決めたわけです。この43年、44年の2つの年度が今も農地の関係では非常に重要なポイントになっています。

(1) 都市計画法

次に、都市計画法の改正ですか、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地、地方相続税、農税制度などこれらは、東京の農地制度の転機となる法律です。

そして昭和43年の都市計画法は、都市の

それから49年に生産緑地法が制定されます
が、この市街化区域のところに残っていた農地
をどうにか残してくれというような要望がた
くさんありました。

そして市街化区域と市街化調整区域が分
けられたときに、市街化区域内はもう宅地
化するのだから、農地も農地税制でなくして宅
地の税金を払えというのが政府の方針でした。
それが農地の宅地並課税というものです。これ
をやられると生産額に対し固定資産税の
ほうが高くなってしまうわけで、農家は強
く反対したわけです。筵旗を立てて国会に行
つたり、「宅地並課税反対」という大シナリオ
コールをやつたというのを聞いています。

そういうのが実つて昭和49年に生産緑地
法が制定されたということです。しかしながら、
この生産緑地法の最初は指定要件が厳しかっ
たので本当に指定する人はわずかでした。そ
ういう流れの中、やはり宅地並課税というのが
重く圧しかかっていたことは事実でした。そうい
う討論がありまして、昭和57年の長期営農
継続のオチというのが生まれるわけですけれど
も、こちらの方は宅地並課税反対の政治的判
断として、市街化区域内でも10年ぐらい営

農をしていれば固定資産税を猶予してあげよ
うじゃないかというような制度、法律じやなく
て、そういうものが生まれたわけです。これは
政治との穏便な決着だったわけです。

ところが今度は逆に、固定資産税が猶予さ
れて、「10年経てば勝手に宅地にして売れる
のか」という声が、一般住民の方からいろいろ出
まして、そしてバブルになって東京に農地があ
るのはおかしいだろうと、なんでそんな安い税
金でお前たち農地持つて、売るときはものすご
い高い金で売れるじゃないかという話になりま
した。農地はいらないという話になつたんですけど
れどもそこがバブルの末期です。

平成3年に生産緑地法が改正されて昭和

49年のものより全然指定しやすくしたわけ
です。例えば500平米以上あつて農林漁業
の継続ができるといと、ただし、農地管理以
外は住宅なんか建てちゃダメですよ。指定
後30年間これは絶対に農地として守つてくれ
といふような仕組みになつたわけです。

市町村は当然そんな高い農地買えませんので、
いやいや買えませんとなると今度はフリーハンド
になるわけです。

フリーハンドというのは農地を宅地にしちゃ
ダメだよという制度がこれで打ち切られるとい
うことです。が、現実は今までこれで進んできま
した。こういう流れで昭和50年の相続税・納
税猶予制度というのが出来ましたが、これは全
国的な制度で、農業承継するために相続税
を猶予してあげましょうという制度。

相続人が引き続き農業を行う場合について
は、農地の相続税を猶予しましようということ
で、次の繼承者が死亡した場合にその猶予し
た税金が免除されます。

例えば、私が死んだ時に次の息子が相続を
して、息子が農業やりますという場合には、こ
の相続税納税猶予制度で農地の相続税を猶
予してもらう。その息子が死んだ時に相続税
が免除になります。

途中でやめるとその税金分とそれプラス利
子税、これがものすごいんですけど、これをかけ
られるんですね。途中でこれをやめるとえらい
ことになる制度です。息子が最後までやりきつ
たら免除ということですね。また、仮に、五人

で分割して、一人だけが農業を継承するような場合には、農地が全部は残らないということになります。

質問 「5人が土地を分割して売った場合に民法の規定が優先するのですか。」

答え 「その通りです。その時の評価額は宅地並みです。だから市街化区域についてはみんな宅地で評価します。農業を継続する部分は納税猶予制度に乗せ、売却する5分の4については、まず買取申出をしなくちやいけないわけです。買取申出して市町村が買えないといった場合にフリーハンドになります。農地は5分の4減の相続人同志でうまく調整できるかどうかですね。物納というのがあります。ただ税務署の方は嫌がってますね。」

質問 「評価はどの時点でやられるんですか」

答え 「評価は相続の時点です。相続税評価はだいたい路線化とかでやります。」

質問 「もし継承者がいなくて宅地並の相続税を取られるとしたら、現金で支払い能力つてそんなにあるのかって。知る限りでは、この周辺でも年間収入少ないです

からね。農業だけだつたら少ないですね。税務署は嫌がるかもしれないけど、物納制度は仕方ないんじゃないですか。」

質問 「物納の時は、本当に現金がないって話になるんじやないかなと思って。家・屋敷・畠を残せなければ3代相続があれば農家は潰れます。」

(2) 都市農業振興基本法

生産緑地の関係から、農家が非常に活発に動きまして、都市の中に農地は必要じやないかという議論がずっとあったわけです。そういう中で、平成11年に出来た食料・農業・農村基本法というのが日本の農業の基本的な法律です。昔の農業基本法が変わったものです。

農業基本法につきましては、生産性向上、他産業との所得格差の是正ですとか。農業構造の改善というものを書いてあつたのですけども、その代わりにやはり、食料の自給率、農業振興ですか、それから農村が入つてるのはいわゆる地域振興ですね。こういうところまで目を向けて法律を作ろうとすることでできたわけで、この中に都市農業というのが初めて入つたということです。

質問 「都市で国土交通省は農地なんかいらないで

しょということで狭間にあつた農業だったのですが、農林水産省が努力して、法律に一応明記したのが平成11年ですが、それからその後もやはり都市農業というのは非常に不安定な状況でした。

市街化地域はやはり今後宅地化すべき農地でしようというところがあつて、平成27年に都市農家の運動が実つて、都市農業振興基本法ができました。これは理念法です。都市農業の位置づけというものを都市に農地はあるべきものとして、国土交通省と農林水産省が協力し合つて農地を残していくかなきやいけないとすることにした法律です。この理念法を受けて平成29年に都市緑地法の改正があり、これは都市緑地法つて市民緑地の関係ですか公園の関係いわゆる都市の中の緑といふものを一括して扱うんですけども、その中に生産緑地法も入つて改正されました。

質問 「先ほど都市に農地はあるべきものという風に理念は決まつたけど、都市計画法の10年以内に優先的な都市計画的に市街化を図るべきであるという制度それは残つているんですか」

質問 「残つています。残つてているのですけれ

ども、そこで生産緑地というものを明確にしていこうということなんですね。」

それで生産緑地が30年ですね。30年間

は農業をやつてくださいよというのがありました。次に第2弾ということで平成4年(1992年)にほぼ8割くらいの人が生産緑地にみんな指定を受けました。

それから30年経つと令和4年(2022)です。生産緑地を持つた農家が農業をやめる時には、市町村に買取申し出をして生産緑地から離れられるんですね。それが令和4年2022年問題と言います。

ですからその準備、対策として、5年前の平成29年(2017年)に生産緑地法を改正して、30年で一応切れるんだけど10年間延長しましようとしたのが、「特定生産緑地制度」というものです。

またその次の年の平成30年(2018年)には、「都市農地賃借円滑化法」といつて、生産緑地制度は貸すことができなかつたのを貸してもいいよと。さらに、相続税納税制度は貸したからそこで1回終わりになるんですけども、それも貸せば大丈夫だよ、続きますよといふことにしてくれたんですね。この貸し借りができるよ

うになつたといふことが非常に大きかつたのです。

律の下地みたいなものです。」

それで令和4年の2022年問題に入ったというんですね。

司会 「ちょっと整理させてください。平成27年の都市農業振興基本法というは理念法であるとということは、理念で、考え方としては、農地はあるべきものというふ

うに位置づけたけど、具体策はこの時点では明示されなかつた。それが2年後の平成29年の都市緑地法等改正によつて、買取申出までの期間を10年延長したというのが一つ。二つ目は農地を貸してもいいよと。三つ目は貸借しても相続税納税猶予制度を適用してあげる。と、この3つが具体策というふうに考えていいですか。」

① 「私は会社でくわ煙を作つています。くわはすぐ成長しない。ですから、それまでに野菜を植えるという申請をして通りました」

② 「栗を植えるとか、柿を植えるとかね。それで生産緑地だと言つてね。税を軽くしてもらうとか、そういう仕様が今もあるんだけどそういうことをやるからチエックが厳しくなるのでは」

③ 「そうですね。その考えの根底には、都市に農地なんかいらないんじゃないとかいう気持ちがまだあるんじやないですか」

④ 「農地はいらないともあるかもしけれども同時に承継者がいなくなつていてる」

⑤ 「しかし農地を残そと言うなら、とりあえずどんな手を使つてもいいから残そ

うになつたといふことが非常に大きかつたのです。

質問 「賃借というのは無制限に誰でもできるんですか。」

答え 「法人であるとか、農業委員会の認定は必要です。農業委員会にかけてだから何を作るとか細かい申請をする」

ここから参加者の発言

質問 「その計画は実効性があつたのですか」

答え 「いや。それはこの29年と30年の法

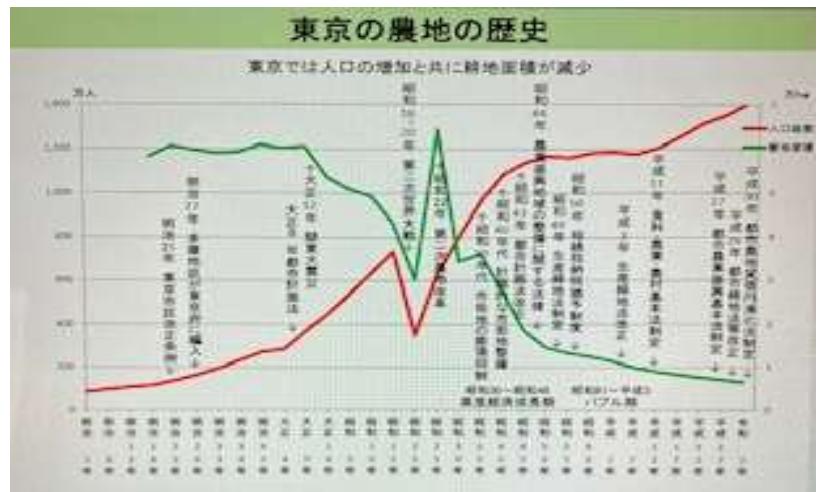
うという方向にシフトしていくべきね」

⑥ 「そうしたら荒れ地になっちゃう。そこ
の加減が難しい」

⑦ 「荒れ地になっちゃうかもしれないけど
まず農地を残すってことが大事では」

⑧ 「そう思うけどしかしそれをどう管理す
るのか。農業をやりたいけどできない。
だからそこで特定農地ここは絶対に農地
でいくんだということで規制したりして
る。しかし、実際に後継者がいないと荒
れ放題になる」

司会 とりあえず議論は先にしてまず講義を
全部伺いましょう。



(3) 2022年問題

27年、29年、30年の流れというのは令
和4年の2022年問題に対する対策だった
んですね。生産緑地法が平成3年に施行され
て平成4年から行われました30年後の20
22年に現生産緑地面積の約8割で買取申

し出が可能となります。

これが一斉に買取申し出が行われるとあつとい
う間に宅地になりますので、これは不動産業
者としても大変なことになりますし、都市計
画としても大変なことになります」と。これが
いわゆる2022年問題ということでした。ただ、
こういう都市の農地対策をやつたわけなので
実際に令和4年(2022年)の12月末の調
査に生産緑地区に指定したのが2376ヘク
タールだったんですけども、このうち94%が
「特定生産緑地」を選択したんです。今後1
0年間伸びたということですね。そして、生産
緑地を指定しなかつたのは6%。それでもやつ
ぱり143ヘクタールあるということです。です
から、毎年50ヘクタールが自然に減っているん
ですけれども、それプラス143が加わると約
200ヘクタールが今年来年ぐらいでどんどん
減っていく可能性があるということで、やはり
危機感があることはあります。

今までお話ししたこととそれから東京の人
口と耕地面積の推移をみるとキーワードは大
正12年(1923年)の関東大震災です。ここ
で農地がグッと減っていますけれども、これは震
災で焼け出された方等がいろんなところに住

宅を建てたといったようなことが原因だと言わ
れます。

それから太平洋戦争の時ですね。こちらは
人がいなくなってしまったということですね。そ
れで戦争が終わって農地改革でいろんな畠が
増えた。これは本当に小金井公園ですとかい
るんな公園も畠として耕やされたそうでござ
います。ところが、この22年の農地改革で耕や
されているところはみんな畠と見做されたので、
いわゆる畠になつている公園も全て耕作地と見
做されてしまつて売り払われたとそいつた都
市計画の人から聞くと、なかなか残念だったと
いうような話があります。

(4) 農地改革

質問 「残念というのは第二次農地改革があ
つたということですか」

答え 「そうですね。昭和22年の第二次農地
改革で急に減つてます」

質問 「急に減つたのは、やはり人口の流入が
激しかったから、どんどん農地が宅地
化されたことがあるんですね。」

昭和30年代に市街地の膨張抑制です
とか。市街地抑制ということで、ここで
人口集中のところで農地はまた減つて

いくことがありますね。」

来にわたり保全活用していくことが極めて重
要だということが書かれています。

都市計画に先んじて、緑ですとか農業の課
題が都市計画の基本方針にと時代の変化に
追いついてきているといったところが評価されいま
す。そういうような流れの中で平成2年、緑の
確保の総合的な方針、前からあつたのですけ
ども、これは民有の緑、公園とかの公的な緑
じやなくて、民有地ですね。造木林ですか。
農地ですかとかそういうものをまちづくりの中で
まいと今後あと何年かで農地はなく
なつてしまふといったところです。」

ですね。こういふものを計画的な方針として発
表しています。それが特定生産緑地を保全す

べき農地として明確にしたということです。

現在の取組ですけれども、新しい農地まち
づくりの検討ですとか農の風景育成地区の指
定ですか、公園ばかりでなく農地といふもの
についてもかなり踏み込んだ指定がされてます。
特に現在の取組として、「田園住居地域」と
いうのが新たに加わりました。これは都市の中
で農地というものがあつてもいいような地区がで
きた。住宅と農地が混在し、両者が良好な住
環境と営農環境を形成している地域を都市

農地の保全活用の意義が、農地は農業生
産のバレット、環境防災機能、いわゆる多面的
機能ですね。こういうものを持ってるので、将

計画に位置づけたということです。

ただしこれは、東京ではまだ指定されていません。農地最優先だと言つてもこれ永久農地の形になってしまいますので、そうすると財産的な保全の意味合いも消えてしまつて、なかなか市町村も農家も食いついてこないといったような状況があります。

せつかく作つていただいたのですけれども、これをいかに今後活かしていくかということが、都市計画の方でもかなり議論になつていろいろで現在進行中です。

グリーンビズということで、緑を守る増やし守る中に農地の緑を保全といふことも入つておりますので、こついう流れもいろいろ取り組みたいなど考えています。

掛け声だおれになつてしまわないように、具体的に何やつてくれるのということを今東京都に聞いているところです。

次に、産業労働局の取り組みでございます。産業労働局というのは産業関係でございますので、商工ですが観光ですかありますが農業もあります。それが農林水産部ですね。令和4年に東京都農林漁業振興対策審議会と

いうのがあり、こちらの方が答申をしています。

農地の保全活用といつものもきちんとやってきなさいということが書かれています。生産綠地の保全ですが農地の有効活用ですか、遊休農地の活用、先ほどありました自給的農家の支援ですか、農業基盤の維持保全といふようなことが書かれております。

これを受け、令和5年の3月に農業振興プランというのができました。これも改定なんですが都が作成いたしました。ここで新規就農者の支援ですが、農地の活性、こういうものを政策としてやるべきだというふうに計画で位置づけられています。

面白いのは、生産綠地を10年以上賃貸借した所有者の方ですね。土地を貸した人に東京都が奨励金を交付しますので農地をどんどん貸し上げてくださいという取り組みをしていきます。

区部が10年間で30万円。1反あたり1千平米ですね、10年間貸せば30万円あげるという話です。市部いわゆる多摩地区ですね。20万円です。

というような取り組みも始めています。また生産綠地の買取活用支援ということで、区市

が農的利用目的として生産綠地を買取る際、

この資金を支援するということで基金を作っています。年間20億円くらいの基金を作つて、区や市が生産綠地の買取申出があつた時に買えるようにやつているということです。

意見 「それは無理ではないの」

答え 「少しづつ利用してくれる区もありますね。世田谷区とかそういうところは

質問 「結局、区市が買取つてそれを何にする使い出しました。」

質問 「結局、区市が買取つてそれを何にするんですか。区市の施設、公園ですか」

質問 「体験農園です。農地だから農業をしながらやダメなんですね。農地的利用。子どもたちの学習農園とかです。」

質問 「区民農園なんかは」

質問 「区民農園も大丈夫です。」

意見 「これ担い手がないと、なんともならないね。体験農園。レクレーションみたいな感じですね。」

質問 「農地というのは市町村は持てないん

ですね。市町村が持つには、研修や農家育成のために持つことができるんですけどね。東京都と国は普通に農地を持てる

そういうところもあつて、そういう農

地がこれですね。そういう形になつてます。

質問 「体験教育施設ですね」

講師 「東京都もかなり、農地の保全については熱心にやつてます。国は農林水産省が一生懸命やつています。」

司会 「次のお話に入る前に一つ確認させて欲しいのは、さつきの『特定』という名

がついた生産緑地は、10年間延長するという生産緑地を言つたんですね。

もう一つは、その特定生産緑地を保全すべき農地として明確化したというのはどういう意味ですか。また、特定生産緑地を保全すべき農地として明確化したという意味はただそう表現しただけで何か具体的か特別な政策をしたので何か具体的か特別な政策をしたのですね

答え

「特定生産緑地についてリストがあつて、この方針のもとでそこに入れたということです。ですから農地としてここは残すべきだよと宣言したということです。」

4 いかに農地を残すか

最後に農地を都市に残すというテーマですけれども、私からの提案は、農地を公有化して保全する仕組みができないかということ。相続税を農地の物納入で行つて農地を公有化して保全する制度、「農地保全物納制度の創設」ができないかということが一つ。

次に東京都による農地の改善施策をもつと拡充したいと思っているということです。

農地はなぜ必要かと今まで延々と述べましたが、第一に、異常気象の関係で暮らしと農業生産への影響がある。第二に、世界的な食料不足ですが、軍事侵攻で資材ですとかすべて高騰しています。ですので、いわゆる国際分業論の脆さが明らかになつたということです。人々の暮らしとやすらぎですが食料生産が調和した都市農業というもの。これが日本農業の課題を乗り越える究極的な姿でないかと思つております。

持続可能なものにするには次の2点。農地の所有者である農家の後継者をきちんと確保すること、それから都市農地を維持、保全すべきことが最も重要だと思っています。

私の提案である物納制度をやつて、物納した農家が優先的にその農地を耕作できるというような仕組みにまでもつていければ、いわゆる後継者も納得して貰えるのではないかというふうに思つております。ただ、こういう制度が本当に財務省あたりで議論してくれるのかどうかというのは分かりません。

農地は個人財産です。営農継続というのは個人の意思によってなされていきます。生産緑地については30年間、特定生産緑地は10年間で農地での行為制限が解除されます。宅地にすることが可能になります。ですので、相続が起きたら相続税支払いのための農地を売却するしかありません。

ろんな法律が改正されました。しかしながら農地は個人財産です。営農継続というのは個人の意思によってなされていきます。生産緑地については30年間、特定生産緑地は10年間で農地での行為制限が解除されます。宅地にすることが可能になります。ですので、相続が起きたら相続税支払いのための農地を売却するしかありません。

出席者意見交換

- ◎ 講師の提案は、私、大賛成なんんですけど、こういうこと言つてる人って他にいるんですね。
- ◎ 日本の食料自給率つて38%ですか。（はい）たまたま小麦はアメリカから輸入してるからいけど、アフリカから輸入したら、日本は小麦のパンが食えなかつた。 東京都だけだと自給率何%ですか。（今1%です）
- ◎ そうでしょうね。小麦は戦後もずっとアメリカなんだから。もし、ウクライナから輸入してたら今はもうパンクですね。そういうでしょ。日本が小麦を食べなければ、アメリカがパンクする。農業は天候に左右されるから、アメリカが干ばつとか大雨になつたらもうダメでしょうね。今の話と繋がるんですよ。だからこそ効率的にね。
- ◎ 効率と言えば、僕の研究課題で里芋三倍の収穫に成功します。今、埼玉に持つてきました。埼玉が一番なんです。二番は千葉。あの日本の中ではですね。東

京地域資源イノベーション推進事業といふのに出してその中でなんでこれをやるのかということで言えば、後継の問題だとかあと水の問題です。節水にかかるので農業用水をどう減らして利用するかっていうところをいろいろ展開しながら、申請をして水を出すのにスプリンクラーで出すよりも、直接根っこにやつてもいいですよ。的確に効率的に水を出す提案です。

◎ 講師の提案を本当にやろうと思うなら議員さんにいろいろ働きかけて、議員立法でやつていかないとできないだろ？と思います、これは大変な話ですね。

◎ 日本の制度を根本的に変える話だね。

◎ 今日の話のメインの中で、多面的機能、都市農業のそういう意味で言つたら、景観の問題、防災機能、生産機能もあるいろいろな機能があるんですね。総合的評価をするつていう例は、平成27年の大改革つていうのもうちよとクローズアップしてみんなが認識する必要がありまつてきました。埼玉が一番なんです。二

◎ そうそう、金額的評価で言うとね。ほとんど知らない。僕も知らないんですけど、いろんな多面的な金額的な評価あつたら24億円で、実際その成果物の売り上げとてあまり売つてない。しかし、農業や農地に10倍とか、もつと20倍以上こないう風にお金を出すっていう。その表現の仕方って、やっぱり景観がいいからとかそういう評価をする人はいるわけですか。

◎ 先ほど申しましたように、景観がいい感じだと、例えば景観をあなたがもし買うとしたらいくらで買えますかというようなアンケートなんです。客觀性はあまりないかも知れぬけど、とりあえず本人の主觀的価値としてね。

◎ でも面白いですね。それをたくさんの人によつてもらうから、かなり多くの人の意見が入つてくる。

◎ この都市農業のテーマは、多摩都市構想研究会の中で、都市の持続的発展という意味では非常に重要なものだと思う。確かに話は大きすぎるけど大事なテーマと思いました。人間が生きるバランスとかね、檜原に行って檜原の人口問題、定住化の

問題もすごい大事だと思ったんです。急いでまとめを作ったんだけども、

◎ 奥多摩もそっだよね。

◎ 林業っていうのは、東京都全体で年間いくらぐらいの売り上げかわかりますか。

農業の売り上げはそれほどないけど、林業はどうですか。

◎ 檜原原で林業やってる人は一時期1000名いたんですけど、今40人しかいません。だから山に手が入らないわけです。売り上げは一度、森林事務所に行って聞かなきやいけないんじやないかと思います。

◎ そういうのを整理した情報が欲しいですね。林道1メートー作るのにめちゃくちゃお金かかるって言つてました。

◎ だから無理なんだよ。あそこにちよつとまとめてつてどんどんと歩いてガバッと使えてビツと切る機械があるとは言つたけど、切つた後に木を外に出せないって言つてた。

司会 今日はちよつとテーマを絞つて、「農地をどう残す」ということでお意見があればお願いします。

◎ とりあえず今日の講義の話をまず我々が

学習することが一番なんですが、皆さん何か意見があれば、ということで短時間でお願ひします。

◎ ちょっと1点お伺いしたかったのは私、農

業は全く分かりませんけども1990年代に国の産業を活性化するというのを産業クラスターといふ経済産業省で委員長を仰せつかつてやりました。それ

一環として、多摩地域、多摩といつても昔の広域多摩ですね。、明治の時代から川県と埼玉と東京の多摩地域にまたがっているので、そこで農業林業についても、

やはり地域ごとに振つてはどうかと、例えば関東圏で言えば東京都心を中心にして外側に今日お話のあつた林業とか農業とかあるわけですね。東京都のこの14JAの地域を見れば、わりとこちら側は繋がつていて、みんな農業圏なわけです。農業林業なわけですよ。だからそ

ういうのをですね。昔1997～98年ぐらいたるどうかという相談に行きましたけれども、結果的には農林省は挙げなかつた

の

ですけど、今でも思うのは、やはり、この東京の西部地域だけが農業でうまく発展しようとしてもですね。実際はもう今は川崎の方に住宅地がどんどん増えていて、川崎は6%ずつ増えているんですが、川崎地域はもう人口がマイナスになつてゐるわけですよ。そういうのを考えるとですね。なぜ住宅が川崎の方に移つたかというのは、電車のせいもあるんですけども、土地が安いということがありますね。それと同じように農業についてもですね。この地域だけに絞るんじやなくて、周辺のところを含めて農業クラスターとしてこういう風な方針を立てていて、首都圏全体の安心・安全が保てるような食糧確保、あるいは緑地の確保というような大きい政策として打つていかないとですね。日本全体の発展には繋がらないんじやないかと思うんですね。ですから、ここにかかるといふ農地を都市に残すとか、いろいろ、東京都の中でもいろいろ計画されてきた。検討

されてきたのは存じ上げていましたけれど

も、それをやはり東京都だけでやるとい

う場合と、隣の2県を含めて全体で大き
い構想を作つて、国として見れば北

海道であろうと九州であろうとやっぱり

そういう農業クラスター、農業林業クラ
スターという形で作つていかなければいけな
いんじゃないかな、と今でも考えています。

その辺はどういう形で現在はやられている
のか。例えば東京都でいろいろな農業のこ
とをやつたとしても、農業基本法は国で

決めているわけで、そこで決まったものか
らの逸脱はできないわけですね。基本
的には細かい施策は打てるかもしれない
けど、そういうふうに考えたときに、私と

しては今一生懸命東京都のことやつてい
ただいているのはわかりますけれども、そ
ういう声は隣の神奈川でも埼玉でもある
はずですから、そういうのを統合した意
見交換会とか、あるいはそれを国にどう
やって提案していくとか、あるいは首都
圏でどうやって生きていこうと、そういう
ようない検討をいただいていないんじやない
かなと思っています。

答え 農林水産省は、先ほどあつた農業振興

地域というのを指定しています。それは

東京も持つてしますし、当然埼玉、神奈川
も持つてます。

そういうところできちんとした國の方針

は打ち出しているし、生産についても野菜
部門、稻作部門ということで全国的な基準
はまず作つてあるんですね。ですので、農業
振興地域があるところはそれでいいと思う

んですよ。ただ我々が取り組んだのは、昔農
業から外されてしまった市街化区域という

なんですね。ですので、これは一番最初に申
しましたように、東京問題になっちゃつて
います。農地のあつたところをみんな市街
化区域として抱え込んだものだから、
残つた農地がものすごく多いわけです。
そういうところから各県と連携しても、東
京都で示した市街化区域と、それから神奈
川県、埼玉県の市街化区域。全然違うんで
すね。ですので、我々は市街化区域に焦点を當
て都市に農地を残していくという取り組み
に進ん

でいるわけです。

◎ それはわかるんです。だから東京都とし
てボトムアップでやっていく。

神奈川県は神奈川県でやる。埼玉県はや
つていくというのはわかりますけれども、

全体のその緑地帯をですね。農材全体で
残していくこととか、農業の全体度とい
うのが東京都で区分けしたところで終わ
つているわけじゃなくて普通と同じよう

な形でいつた作物を作つてあるわけです
から、東京都市圏としてのクラスターと呼
んで、國としてはそういう施設を取るべ
きではないかというような提言を持って
いくべきではないかなと私は考えていた
んです。

答え そのクラスター的な考え方というの

は、大震災があつた後に後藤新平が、いわ
ゆるグリーンベルト構想でやつたわけであ
すね。それはもう本当に埼玉からずつと
東京を通つて神奈川までグリーンでやつ
ていくこと、そういう大きな構想があつ
て、それを國の方も一度は取り上げたん
だけれども、やはり住宅化だつたり、みん
な分断されてしまったという経緯があり

ます。ですので、理想像はやはり先生のおつしやる通り、そういう都市を囲んだグリーンベルトみたいなもので、そういう構想がきちんとあって、国がそれをしっかりと守っていくならばできると思うんですね。これからでもやつていかないと、東京がぐちやぐちやになっちゃうんじゃないかと今お話になつた。

◎ クラスターというのは、ぶどうの二つというか、一個一個のぶどう神奈川のぶどうとかつてそれはおいしくできるかもしないけど、全体の農業としての発展性は限界が出ちゃうんじゃないですか。
答え 限界が出るというのは、農地をどうやつて残していくのかとかそういう話が各県でも一緒に上がつてくれば、これはクラスターになると思うんですよ。ですから、その辺の連携というのは今やはり、我々農協団体でも、各県と連携しながらこういう都市農業を持つていこうとかそういうことはやつてますし、稻作でも水道の関係でもそういう団体はありますし、だから連携は取つているんですけども、目に見えるクラスターの横のつながりと

いうんですか。そういうのはどうやって見れるかというのはなかなか難しいと思いますね。農林庁としていうと、国全体としての農業というかということばかり考えてしまいますから。だからそれはあまりにも北海道から沖縄までの地外勢力です。関東圏を一つのクラスターに変えて北海道も北海道のクラスターを作るという形で農業クラスターサポートというのを明確につけなければいけないと、日本としての農業、林業を全域生産するというのはなかなか難しくなるんじやないかな、というふうに思つています。特に林業の辺りはそうですね。

◎ 司会 今のお話というのは、おそらく講師が最初に言つていた世界的な食品自給率の分業論も根っこには出てくるんじやないかと思うし、我々も畜産がどんどん東京から衰退していく時にどう考えるべきかというのを議論もしました。相当前の話になりますけど、非常に根っこが深い。ただ、今回は国土交通省と農林水産省が入つてきている。東京都の中でもいろいろな文化的な側面も入つてきているとい

う、おそらく大きな変わり目を迎えているんじゃないかなというふうに思います。クラスターという側面はどうちかというと自給率的な発想が非常に強いんだけどもそこに総合的視点であると防災機能だとか、心理的要素とかも入れてくるとちょっと違つてくる。でもその話は非常に世界の分業論に根ざす大きな話なので、これからこの議論は詰めていかないとなかなか難しい。引き続き議論していく必要があると思います。時間もあまりないので、皆さん一言ずつどうですか。

◎ 今日は本当にこういつた素晴らしい会議に参加させていただきましてありがとうございました。大変参考になります。

先ほどお話ししましたように、私は農家さんがなくしてうちの仕事ができないという状況にあるんですね。それで色々問題がありまして、農家の仕事を今やらされている方はほとんど私と同じ世代で、団塊の世代の方が多いわけなんです。それで一件、今年農業をやつてている状態の人が亡くなりました。そうすると、桑畑が残つちやつてるんですね。それを何

とかしてくれという具体的な相談がありまして。かといって、うちがそれだけ営業力があつて桑を全部買い取れるかなど、なかなか買い取れないという問題があります。

これを他の農家さんと相談をしながらどうにかしましようという形になつているんですね。先ほどから農業の色々問題点が出ているんですが、私が今、道の駅に商品を出させていただいているんですけど、月1回、朝礼がございます。そこで毎月の売上を発表していただくんですね。そうすると前年比いくらというふうに出でくるわけなんですよ。実はその中でロスのある野菜がいっぱいあります。これを何とか皆さん持つて帰ってくれというふうによく言われているんですよ。要は売れてないわけですよね。そうすると、直接農家さんから話を聞くと、東京農業の扱い手の中には所得は少ない。これは私非常に農家さんにとつては今年みたいにこの暑さが続きますと野菜ができるとかできすぎるとかですね。そういうた問題が

実は発生しているところがありまして、そうなつた場合に当然これは収入に影響してくるわけですので、こういったところのいわゆる農業としての価値観というかですね。そういうものが果たしてどうなかなということを私も考えたりするのですけどね。結局、うちは今桑の木を植えてもらつているのですが、ここにおいても要は桑の葉っぱを収穫する人がいないんですよ。実は援農者という方が八王子にもいませんで、その方々に頼んで7月・8月の本当に暑い時期に葉っぱを一枚一枚ハサミで切つて収穫するんです。それも収穫してくれる方がいなくて困っていることがあります。これを何とか皆さん持つて帰ってくれというふうによく言われているんですよ。要は労働力不足こういったことも非常にあつて、農業をつぐ人もいない。実は一番うちの大きな農業をやつている方で、実はもうお嫁さんばかり。女性ばかりで男子の方がないません。先ほど言った物納の方から出でているんですけど、物納ができないのか、税務署が嫌がつ

ているとかという話なんですが、そいつたことをやつて税金を何とかしなきやいけないとか、相続税を何とかしなきやいけないとかという話が時々出てくるわけなんですね。ですから、非常に農業の担い手の確保は是非もやつていただかないと、本当にうちの会社は持たないということになつてします。それから先ほど言いましたようにうちのクワを給食センターでも使つていただいているんですね。生徒たちに小学校、中学校のおかずの中にクワを入れる地元の野菜を使おうというようなことで使っていただきたりすることもありますのでこの辺はうちにとつても、全然プラス思考だなという考えは持つています。

◎ 私は不動産業なんですけど、どつちかいうと、都市を市街化していくような仕事をしているんですが、実際、去年生産緑地問題で一応2件買取申し出させさせていただいたんですね。その中で逆の立場から考えると買取申し出の金額といふのもこちらから希望金額を出せちゃ

うので、それで金額が折り合わなければ買取不成立になっちゃうというのがあるので、根本的にそういう制度だと行政は買うことができないんじゃないかなという。そういう抜け穴というかそういうのを今日逆の立場で感じました。勉強になりました。

行政が買わない場合は行政が斡旋してくれるんですね。JAさんが間に入ってくれると思うんですけども、そこで隣の農家の方からやつぱりちょっと買ったいんだけど、というお話があつたんですけどもやつぱり宅地の評価だと金額が合わないので買えないという状況で結局、宅地化しました。個人的な感覚だと同じ畑が繋がっているので、畑として買ってくれた方がなんかそういう都市計画にはいいのかなとは思いました。ビジネスで考えると金額が折り合わないのとそのまま宅地化せざるを得なかつたんですけどもそういうのはありました。そういう矛盾をちょっと感じました。

◎ 中野区にいるんですけども、中野の北の方の地域だけが農地があります。その

市街地域でも農地を残すのではなく、もう少しなんかうまく整備できて発展ができるような形にならないかなと常に思っているんですけども、路線化も安くなっていますし、共存できるような地域になっていくような農地も増えていくのかなというかそういう意識ができるのかな、というふうに思つたりはしています。

会長 今日はありがとうございます。こんな体系的な話を、現役の時にもうちょっと勉強させてもらえば嬉しかったと思います。農業と農地の困難な課題がある中で、JAには、真正面から取り組んで欲しいと感じています。組合員の事は当然のこととして都民全体が準組合員であり一般の人のことを考えた事業をしてほしいですね。この人たちにもどうやって恩恵を与えていくかとか、そういうような話になつてますのでかなり変わってきてます。本来の農業に関心を持つていただきたい。農業・農地保全の議論はまた別途改めてゆっくりやりたいと思います。よろしくお願ひします。